

## 【排水設備】

### Q12 下水道につなぐには、どうしたらいいですか？

下水道を使用するには、宅地内に設置されている「公共ます」に排水管をつなぐ工事が必要となります。工事を行う際は、排水設備指定工事店（指定工事店）にご連絡ください。下水道指定工事店は別紙一覧表をご参照ください。

指定工事店以外で工事を行うと違反工事（法律違反）となり、工事をやり直していただく場合もあります。

工事費用は、現地の状況により費用が異なりますので、事前に工事の内容と費用等の見積もり（2～3社）を取ることをおすすめします。



[問合せ先] 長浜市下水道事業部下水道施設課 65-1601

## 【排水設備】

### Q13 新たに公共ますを設置するには、どうしたらいいですか？

宅地への変更などで、新たに公共ますの設置が必要な場合は、長浜市下水道施設課まで申請してください。

公共汚水ます、取付管の設置工事は、長浜市が行います。

工事には、調査測量などが必要なことから、約4ヶ月の準備期間をお願いします。

地域により受益者負担金、工事費、加入金等が必要となります。

特別な理由により公共ますを設置する場合には、別途工事負担金が必要となります。

なお、本管延長が必要な場合がありますので事前にお問い合わせください。

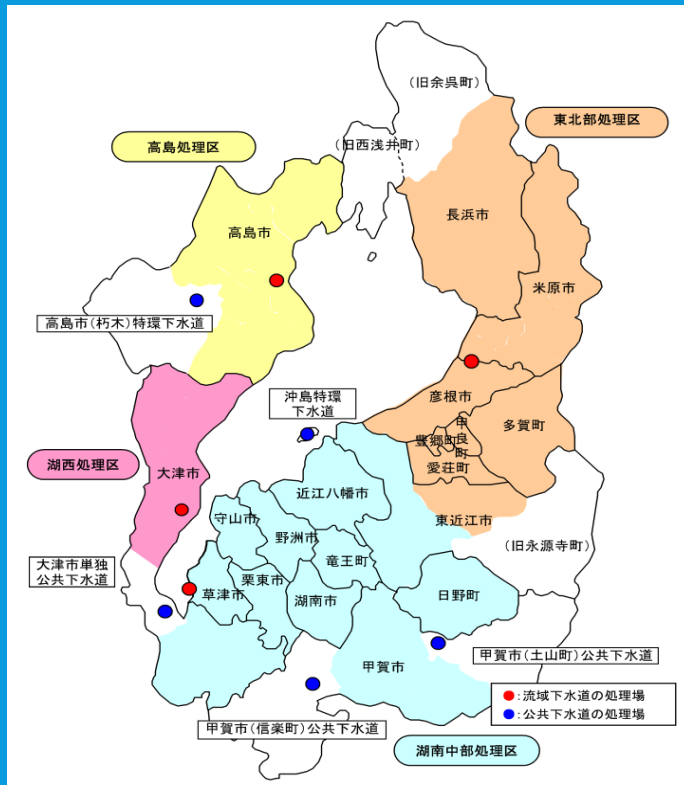


【問合せ先】 長浜市下水道事業部下水道施設課 65-1601

# 【排水設備】

## Q14 家庭用ディスポーザーを使用してもいいですか？

- ・滋賀県では、家庭用ディスポーザーの使用はお断りしています。



滋賀県の下水処理は、琵琶湖流域を単位として、湖南中部、東北部、高島、湖西と4つの処理区を設けています。

滋賀県では、琵琶湖の水質保全、浄化センターへの負荷などから、一般家庭におけるディスポーザーの使用はお断りしています。



家庭用ディスポーザーとは、台所の流し台の下に設置し、生ゴミを粉碎させ、水道の流水で下水道に押し流す装置です。

## 【排水設備】

### Q15 水洗便所に改造するための助成制度はありますか？

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や、浄化槽を取り壊して公共下水道に直接流す場合の工事資金の融資あっせんを行っています。

融資を円滑に行うため、取扱金融機関に対し、融資預託を行っています。

融資あっせん制度を利用する場合には、便所の改造のみで他の水回りの改造は対象外であることや、工事終了後は利用できない等の条件がありますので、必ず、事前にご相談ください。

#### 【融資限度額】

くみ取り便所を改造する場合	130万円以内
浄化槽を取り壊す場合	50万円以内

